

処分基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名	：道路交通法
根 拠 条 項	：第 5 1 条の 1 3 第 2 項
処 分 概 要	：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法令の定め：	確認事務の委託の手續等に関する規則第 1 4 条
処分基準：	駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第 5 1 条の 1 3 第 2 項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第 3 号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置駐車の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問い合わせ先	： 交通部交通指導課 電話 0 4 3 - 2 0 1 - 0 1 1 0
備 考	：